

鹿児島国際大学大学院学則

第1章 総 則

(学則の目的)

第1条 この学則は、鹿児島国際大学学則第5条第2項により、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本大学院の目的)

第2条 本大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論および応用を教授研究し、創造的な知性と豊かな人間性を培い学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条の2 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価を行うにあたっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに適切な体制を整えて行う。

3 自己評価に関する詳細は、別に定める。

(FD活動)

第2条の3 本大学院は、本研究科に係る授業および研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究（以下「FD活動」という。）を実施するものとする。

2 FD活動に関する詳細は、別に定める。

(本大学院の課程)

第3条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期および後期に区分し、前期は博士前期課程（修士課程）（以下「博士前期課程」という。）、後期は博士後期課程と称する。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取扱う。

(博士前期課程)

第4条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(博士後期課程)

第5条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 組織および教育課程

(研究科)

第6条 本大学院に次の研究科を置く。

経済学研究科
福祉社会学研究科
国際文化研究科

(教育研究上の目的の公表等)

第6条の2 本大学院は、研究科ごとに人材養成および教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。

2 研究科ごとの目的は以下のとおりである。

(1) 経済学研究科は、経済学・経営学に関する深い学識および卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、経済学・経営学に関して研究者として自立して研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とする。

(2) 福祉社会学研究科は、福祉社会学に関する深い学識および卓越した能力を養うとともに、それに基づいて高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、福祉社会学に関する研究者として自立した研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とする。

- (3) 国際文化研究科は、国際文化に関する深い学識および卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、国際文化に関して研究者として自立して研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とする。

(専攻)

第7条 研究科には、次の専攻を置く。

経済学研究科	博士前期課程 (修士課程)	地域経済政策専攻
経済学研究科	博士後期課程	地域経済政策専攻
福祉社会学研究科	博士前期課程 (修士課程)	社会福祉学専攻
福祉社会学研究科	博士後期課程	社会福祉学専攻
国際文化研究科	博士前期課程 (修士課程)	国際文化専攻
国際文化研究科	博士後期課程	国際文化専攻

(収容定員)

第8条 研究科の学生入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

経済学研究科	博士前期課程 (修士課程)	入学定員10名	収容定員20名
経済学研究科	博士後期課程	入学定員 3名	収容定員 9名
福祉社会学研究科	博士前期課程 (修士課程)	入学定員10名	収容定員20名
福祉社会学研究科	博士後期課程	入学定員 3名	収容定員 9名
国際文化研究科	博士前期課程 (修士課程)	入学定員10名	収容定員20名
国際文化研究科	博士後期課程	入学定員 3名	収容定員 9名

(修業年限)

第9条 博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程の前期は2年、後期は3年とする。

3 博士前期課程において優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 博士後期課程において優れた業績を上げたと認められる者については、博士課程に3年（博士前期課程および修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。当該課程の在学期間が2年に満たない場合は、その在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(最長在学年限)

第10条 本大学院における同一研究科の在学年限は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。ただし、休学の期間は在学期間に算入しない。

(学年、学期および休業日)

第11条 本大学院の学年、学期および休業日については、鹿児島国際大学学則第56条、第57条および第58条を準用する。

(授業および研究指導)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本大学院に開設する授業科目の種類、配当年次、単位数等は別表1、2、3、4、5、6のとおりとする。

3 前項の表に掲げるもののほか、研究科会議の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

4 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な授業科目または研究指導を受けることを認めることができる。

(教育方法の特例)

第12条の2 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(単位)

第12条の3 授業科目の単位数を定めるに当たっては、鹿児島国際大学学則第12条を準用する。

(1年間の授業期間)

第12条の4 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第12条の5 各授業科目の授業は、10週または15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教

育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(研究科間の授業科目の相互履修)

第13条の2 本大学院博士前期課程においては、講義科目に限り2科目4単位の範囲で他研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項の履修単位は修了所要単位として認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、博士前期課程・後期課程を通して10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学院または研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 本条第1項・第2項・第3項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条の2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（本大学院または他の大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第1項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、再入学および転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第14条第1項および第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条の3 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第9条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第15条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

博士前期課程においては、当該研究科の定める科目から30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

2 博士後期課程においては、当該研究科の定める科目から12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

3 授業科目の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(教育職員免許)

第16条 中学校教諭一種免許状または高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の各研究科の博士前期課程において取得できる免許状の種類および免許教科は次の表のとおりである。

研 究 科	専 攻	免許状の種類	免 許 教 科
経 済 学 研 究 科	地域経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	公 民
		高等学校教諭専修免許状	商 業
福祉社会学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	福 祉

国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状	英 語
		高等学校教諭専修免許状	英 語
		中学校教諭専修免許状	国 語
		高等学校教諭専修免許状	国 語
		中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史

第3章 課程修了および学位

(博士前期課程の修了要件)

第17条 博士前期課程に2年以上在学し、当該期間中に30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格した者は、修士課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、博士前期課程の目的に照らし適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 修士論文の審査および試験は、研究科会議に審査委員会を設けて行うものとし、その可否は、審査委員会の報告にもとづき研究科会議が決定するものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第17条の2 博士後期課程に3年以上在学し、当該研究科において定める科目から12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められた者については、博士課程に3年以上（博士前期課程および修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。当該課程の在学期間が2年に満たない場合は、その在学期間を含む。）在学すれば足りるものとする。

2 博士論文の審査および試験は、研究科会議に審査委員会を設けて行うものとし、その可否は、審査委員会の報告にもとづき研究科会議が決定するものとする。

(学位)

第18条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前第1項、2項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

経済学研究科	修士（経済学）
福祉社会学研究科	修士（社会福祉学）
国際文化研究科	修士（国際文化学）
経済学研究科	博士（経済学）
福祉社会学研究科	博士（社会福祉学）
国際文化研究科	博士（国際文化学）

4 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 入学、留学、休学、復学、退学、再入学、転入学および転研究科等

(入学資格)

第19条 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者。
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (3) 文部科学大臣が指定した者。
- (4) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者。
- (5) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと研究科会議が認めた者。
- (6) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者。
- (7) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科会議が認めた者。

2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者。

- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者。
- (3) 文部科学大臣が指定した者。
- (4) 大学評価・学位授与機構から修士の学位を授与された者。
- (5) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学研究科が認めた者。

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めまたは学期の始めとする。

(入学志願)

第21条 入学志願者は、指定の期日までに、別に定める入学願書に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学検定料については、別に定める。

(入学の許可)

第22条 入学志願者に対しては、入学者選抜を行い、その合格者に入学を許可する。入学者選抜については別に定める。

2 入学を許可された者は、所定の入学誓書を保証人連署の上、所定の期日までに学長あて提出しなければならない。

3 保証人は、入学者の保護者または後見人であって、在学中の一切の事項について責任を負わなければならない。保証人が死去し、あるいはその資格を失ったときは、あらためて2週間以内に本条第2項の手続きを経なければならない。

(留学)

第23条 本大学院の学生が、外国の大学院への留学を願い出たときは、所属する研究科会議の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として、本大学院の修業年限に算入することができる。

3 留学に関する規程は、別に定める。

(休学および復学)

第24条 休学および復学については、鹿児島国際大学学則第23条を準用する。ただし、休学期間は博士前期課程および博士後期課程のいずれにおいても通算して2年を超えることはできない。

(退学)

第25条 退学については、鹿児島国際大学学則第24条を準用する。

(除籍および復籍)

第26条 除籍および復籍については、鹿児島国際大学学則第25条の第1項第1号、第4号、第2項、第3項を準用する。

(再入学)

第27条 第25条、第26条により、退学および除籍された者が再入学を願い出たときは、当該研究科会議で審議のうえ、学長が入学を許可することがある。

2 再入学については、鹿児島国際大学学則第26条を準用する。

(転入学)

第28条 他大学院の学生が転入学を志願するときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学を許可された者の、すでに修得している授業科目の単位および在学年数の認定は、そのつど当該研究科会議の議を経て行う。

(転研究科)

第28条の2 本大学院の研究科に在学する者が、本大学院の他の研究科に転研究科（転専攻）を願い出たときは、選考のうえ、許可することがある。

2 前条の規定は、前項の転研究科（転専攻）を志望する場合に準用する。

第5章 科目等履修生、聴講生、研究生、委託生、特別聴講学生、特別研究学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第29条 本大学院において科目等履修生として学修することを志望する者があるときは、履修希望科目の担

当教員の許可を得たうえ研究科会議において選考し、科目等履修生としてこれを許可することがある。

第30条 科目等履修生として学修することができる者は、本大学院の入学資格を有する者でなければならない。

2 科目等履修生が選択した授業科目を履修して、その試験に合格したときは、その授業科目の所定の単位を与える。

第31条 科目等履修生として履修した授業科目は、本大学院の正規の授業科目として認定することができる。

(聴講生)

第32条 本大学院において聴講生として学修することを志望する者があるときは、研究科会議において選考し、聴講生としてこれを許可することがある。

(研究生)

第33条 本大学院において研究生として学修することを志望する者があるときは、研究科会議において選考し、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。

3 研究生は履修した授業科目について試験を受けることができる。ただし、単位は授与しない。

(委託生)

第34条 本大学院において他の大学または公共機関等から委託生として推薦された者が学修することを志望する場合は、研究科会議において選考し、委託生としてこれを許可することがある。

2 委託生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。

3 委託生は履修した授業科目について試験を受けることができる。

4 前項に規定する試験を受けて合格した者には、成績を記載した証明書を交付する。ただし、単位は授与しない。

(特別聴講学生)

第34条の2 本大学院において他の大学の大学院または外国の大学院等の学生が、特定の授業科目を履修することを志望する場合は、当該大学または外国の大学院等との協議に基づき、研究科会議において選考し、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

(特別研究生)

第34条の3 本大学院において他の大学の大学院または外国の大学院等の学生が、研究指導を受けることを志望する場合は、当該大学または外国の大学院等との協議に基づき、研究科会議において選考し、特別研究生としてこれを許可することができる。

(外国人留学生)

第35条 本大学院学則第19条に該当する外国人で、本大学院に入学を希望する者があるときは、特別な選考の上、外国人留学生としてこれを許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第6章 賞 罰

(賞罰)

第36条 本大学院学生の賞罰については、鹿児島国際大学学則第39条、第40条および第41条を準用する。

(指定事項による退学)

第37条 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 成績劣等で修学の見込みがないと認められる者。

(3) 本学の秩序をみだす者。

第7章 学 費

(入学金)

第38条 入学を許可された者は、定められた期日までに、入学金を納付しなければならない。

(授業料および教育充実費)

第39条 学生は、本学所定の授業料および教育充実費を納付しなければならない。ただし、休学中の者の授業料、教育充実費は免除する。

2 授業料および教育充実費の額については、別に定める。

第40条 既納の入学金、授業料および教育充実費などは、理由の如何にかかわらず返還しない。

第41条 授業料、教育充実費を納めない者は、試験を受けることができない。

第42条 指定の期日までに授業料、教育充実費を納付しない者は、除籍する。

第43条 実験、実習費ならびに免許および諸資格の取得に必要な履修費は、別に徴収する。

(授業料減免)

第44条 学費等の支弁が困難な事情にあつて、学業に精励している者については、授業料を減免することがある。

2 災害その他により学費の支弁に困難な事情が生じた者については、その学年の授業料を減免することがある。

(履修料)

第45条 科目等履修生、聴講生、研究生および委託生の履修料については、別に定める。

第8章 奨 学

(奨学制度)

第46条 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は別に定める。

第9章 管理運営組織

(職員)

第47条 本大学院に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

(研究科長)

第48条 各研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。

2 研究科長に事故があるときは、当該研究科から選出された大学評議員が職務を代行する。

(客員教授等)

第49条 本大学院に客員教授および客員准教授を置くことができる。

2 客員教授および客員准教授に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第50条 本大学院の各研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議は各研究科に所属する専任の教授をもって構成し、研究科長が招集し、議長となる。

3 研究科会議には、各研究科に所属する専任の准教授および講師を加えることができる。

(研究科会議の審議事項)

第50条の2 研究科会議は、当該研究科に関する次に掲げる事項を審議し、第1号から第3号の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

- (3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要な事項
- (4) 学長、研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる事項
- (5) 学長、研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、研究科長等の求めがない場合でも意見を述べるができる事項
- 2 前項第3号及び第4号の学長が意見を求める事項は別に定める。
- 3 研究科会議は、理事会の業務に関する事項には関与しない。
- 4 研究科会議に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長会議)

第50条の3 本大学院に研究科長会議を置く。

- 2 研究科長会議に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 学則等の準用

(大学学則の準用)

第51条 この大学院学則に定めのない事項については、大学学則の規定を準用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項別表1、別表2の授業科目については、平成15年度以前の入学者は従前の学則による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項別表1、別表2の授業科目については、平成15年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この規程の第9条、第13条、第14条、第15条、第17条の2の規定は平成19年度入学者にも適用する。その他の条項については、平成19年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年9月22日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については従前の学則による。なお、第50条の2第1項、第50条の2第2項については、平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

付記1. 平成11年度から平成14年度までの大学院学則改定にともなう附則は省略。

カリキュラム

経済学研究科／地域経済政策専攻 博士前期課程（修士課程）授業科目
(別表1)

系	区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
				選択必修	選 択	
地 域 経 済 系	必修 科目 択	経済理論Ⅰ	1・2	2		①30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること（②、③の単位を含む）。
		経済理論Ⅱ	1・2	2		
		経済政策	1・2	2		
		国際経済	1・2	2		
		ビジネス英語	1・2	2		
	専 門 科 目	計量経済	1・2		2	②いずれか一つの系を選択し、24単位以上を修得すること。ただし、選択必修科目から6単位以上、演習科目（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）8単位（修士論文を含む）を修得すること。
		情報統計	1・2		2	
		国際金融	1・2		2	
		金融経済	1・2		2	
		地域経済	1・2		2	
		都市経済	1・2		2	
		産業集積	1・2		2	
		財政	1・2		2	
		税法Ⅰ	1・2		2	
		税法Ⅱ	1・2		2	
		ワークショップⅠ（経済のグローバル化）	1・2		2	
		経済理論演習Ⅰ	1		2	③講義科目に限り2科目4単位の範囲で他の研究科博士前期課程（修士課程）の授業科目を履修することができる。
		経済理論演習Ⅱ	1		2	
		経済理論演習Ⅲ	2		2	
		経済理論演習Ⅳ	2		2	
		経済政策演習Ⅰ	1		2	
		経済政策演習Ⅱ	1		2	
		経済政策演習Ⅲ	2		2	
		経済政策演習Ⅳ	2		2	
		計量経済演習Ⅰ	1		2	
		計量経済演習Ⅱ	1		2	
		計量経済演習Ⅲ	2		2	
		計量経済演習Ⅳ	2		2	
		国際経済演習Ⅰ	1		2	
		国際経済演習Ⅱ	1		2	
		国際経済演習Ⅲ	2		2	
		国際経済演習Ⅳ	2		2	
		金融経済演習Ⅰ	1		2	
		金融経済演習Ⅱ	1		2	
		金融経済演習Ⅲ	2		2	
		金融経済演習Ⅳ	2		2	
		地域経済演習Ⅰ	1		2	
		地域経済演習Ⅱ	1		2	
		地域経済演習Ⅲ	2		2	
		地域経済演習Ⅳ	2		2	
		財政演習Ⅰ	1		2	
		財政演習Ⅱ	1		2	
		財政演習Ⅲ	2		2	
		財政演習Ⅳ	2		2	
		産業集積演習Ⅰ	1		2	
		産業集積演習Ⅱ	1		2	
		産業集積演習Ⅲ	2		2	
		産業集積演習Ⅳ	2		2	

系	区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
				選択必修	選 択	
経 営 管 理 系	必修科目	経営管理	1・2	2		
		マーケティング	1・2	2		
		会計	1・2	2		
		ビジネス英語	1・2	2		
		国際経営	1・2	2		
	専門	経営戦略	1・2		2	
		人事管理	1・2		2	
		中小企業経営	1・2		2	
		財務諸表分析	1・2		2	
		財務管理	1・2		2	
		経営情報	1・2		2	
		産業経営	1・2		2	
		税務会計	1・2		2	
		観光ビジネス	1・2		2	
		観光マネジメント	1・2		2	
		観光コンベンション	1・2		2	
		経営管理特講	1・2		2	
		ワークショップⅡ（経営のグローバル化と直接投資）	1・2		2	
	科目	経営管理演習Ⅰ	1		2	
		経営管理演習Ⅱ	1		2	
		経営管理演習Ⅲ	2		2	
		経営管理演習Ⅳ	2		2	
		マーケティング演習Ⅰ	1		2	
		マーケティング演習Ⅱ	1		2	
		マーケティング演習Ⅲ	2		2	
		マーケティング演習Ⅳ	2		2	
	目	会計演習Ⅰ	1		2	
		会計演習Ⅱ	1		2	
		会計演習Ⅲ	2		2	
		会計演習Ⅳ	2		2	
		税務会計演習Ⅰ	1		2	
		税務会計演習Ⅱ	1		2	
		税務会計演習Ⅲ	2		2	
		税務会計演習Ⅳ	2		2	
		産業経営演習Ⅰ	1		2	
		産業経営演習Ⅱ	1		2	
		産業経営演習Ⅲ	2		2	
		産業経営演習Ⅳ	2		2	
		経営情報演習Ⅰ	1		2	
		経営情報演習Ⅱ	1		2	
		経営情報演習Ⅲ	2		2	
		経営情報演習Ⅳ	2		2	

経済学研究科／地域経済政策専攻 博士後期課程授業科目

(別表2)

区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単位 (選択)	備 考
特 殊 研 究 科 目	応用経済学（ミクロ・マクロ）特殊研究	1・2・3	2	①12単位以上（研究指導科目8単位を含む）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および最終試験に合格すること。
	国際金融特殊研究	1・2・3	2	
	国際経済特殊研究	1・2・3	2	
	金融経済特殊研究	1・2・3	2	
	財政特殊研究	1・2・3	2	
	地域経済特殊研究	1・2・3	2	
	マーケティング特殊研究	1・2・3	2	
	会計特殊研究	1・2・3	2	
	経営管理特殊研究	1・2・3	2	
	経営戦略特殊研究	1・2・3	2	
	国際人事管理特殊研究	1・2・3	2	
	経営科学特殊研究	1・2・3	2	
	観光経営特殊研究	1・2・3	2	
	観光マネジメント特殊研究	1・2・3	2	
	観光コンベンション特殊研究	1・2・3	2	
	ワークショップ（国際経済経営）	1・2・3	2	
研 究 指 導 科 目	応用経済学（ミクロ・マクロ）特殊研究演習	1～3	8	
	国際経済特殊研究演習	1～3	8	
	金融経済特殊研究演習	1～3	8	
	地域経済特殊研究演習	1～3	8	
	マーケティング特殊研究演習	1～3	8	
	会計特殊研究演習	1～3	8	
	経営管理特殊研究演習	1～3	8	
	経営科学特殊研究演習	1～3	8	

福祉社会学研究科／社会福祉学専攻 博士前期課程（修士課程）授業科目
 (別表3)

区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			必 修	選 択	
専 門 科 目	対人援助学特講	1・2		2	①30単位以上（必修 8単位、選択22単位 以上）修得し、かつ 修士論文を提出し審 査に合格すること。
	社会福祉方法論特講	1・2		2	
	保健福祉学特講	1・2		2	
	健康福祉学特講	1・2		2	
	高齢者福祉学特講	1・2		2	②講義科目に限り2 科目4単位の範囲で 他の研究科博士前期 課程（修士課程）の 授業科目を履修する ことができ、その修 得単位は修了所要単 位（選択単位に含め る）として認める。
	障害者福祉学特講	1・2		2	
	児童福祉学特講	1・2		2	
	保育学特講	1・2		2	
	精神医学特講	1・2		2	
	精神保健福祉学特講	1・2		2	
	臨床発達心理学特講	1・2		2	
	地域リハビリテーション論特講	1・2		2	
	生涯教育学特講	1・2		2	
	介護福祉学特講	1・2		2	
	医療人類学特講	1・2		2	
	社会保障論特講	1・2		2	
	社会福祉法制特講	1・2		2	
	社会福祉政策特講	1・2		2	
	地域福祉学特講	1・2		2	
	社会病理学特講	1・2		2	
	家族社会学特講	1・2		2	
	社会福祉調査特講	1・2		2	
演 習 科 目	特別研究（演習）修士論文指導	1～2	8		③演習科目8単位に は修士論文を含む。

福祉社会学研究科／社会福祉学専攻 博士後期課程授業科目

(別表4)

区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			必 修	選 択	
特 殊 講 義 科 目	社会保障特殊講義	1・2・3		2	①12単位以上（必修8単位、選択4単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および最終試験に合格すること。
	高齢者福祉特殊講義	1・2・3		2	
	障害者福祉特殊講義	1・2・3		2	
	生涯教育特殊講義	1・2・3		2	
	保健福祉特殊講義	1・2・3		2	
	地域リハビリテーション特殊講義	1・2・3		2	
	社会病理特殊講義	1・2・3		2	
	ソーシャルワーク特殊講義	1・2・3		2	
	児童家庭福祉特殊講義	1・2・3		2	
	社会福祉リサーチ特殊講義	1・2・3		2	
演 習 科 目	特別研究（博士論文指導）	1～3	8		

(別表5)

– 21 –

科目 区分	分野名	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
				必 修	選 択	
専攻分野	日本・アジア文化	日本古代地域文化論	1・2		2	
		地域史特殊講義	1・2		2	
		日本城郭史特殊講義	1・2		2	
		中国現代文学Ⅰ	1・2		2	
		中国現代文学Ⅱ	1・2		2	
		韓国・朝鮮社会史	1・2		2	
		東アジアの歴史地理Ⅰ	1・2		2	
		東アジアの歴史地理Ⅱ	1・2		2	
		インドの宗教と文化	1・2		2	
		漢文学	1・2		2	
		日本語史	1・2		2	
		日本史特殊講義Ⅰ	1・2		2	
		日本史特殊講義Ⅱ	1・2		2	
ワークショップ		ワークショップ1(人間の心理と教育)	1・2		2	⑤ワークショップ科目から修得した単位は、8単位を上限に修了所要単位として認める。
		ワークショップ2(自然と環境)	1・2		2	
		ワークショップ3(福祉と健康)	1・2		2	
		ワークショップ4(考古学と情報科学Ⅰ)	1・2		2	
		ワークショップ4(考古学と情報科学Ⅱ)	1・2		2	
		ワークショップ5(音楽と表現Ⅰ)	1・2		2	
		ワークショップ5(音楽と表現Ⅱ)	1・2		2	
		ワークショップ6(音楽と舞台Ⅰ)	1・2		2	
		ワークショップ6(音楽と舞台Ⅱ)	1・2		2	
文化実習		外国文化実習	1・2		1	⑥文化実習科目から修得した単位は、修了所要単位として認める。
外国語海外研修		実用英語現地学習(アメリカ)	1・2		2	⑦外国語海外研修科目から修得した単位は、2単位を上限に修了所要単位として認める。
		実用英語現地学習(イギリス)	1・2		2	
		実用ドイツ語現地学習	1・2		2	
		実用フランス語現地学習	1・2		2	
		実用スペイン語現地学習	1・2		2	
		実用中国語現地学習	1・2		2	
		実用韓国語現地学習	1・2		2	
演習		国際文化研究演習	1～2	8		⑧研究指導教員の演習8単位(修士論文を含む)[早期修了生・早期修了候補生は4単位]を修得することとし、その単位は所属する分野の単位として認定する。

国際文化研究科／国際文化専攻 博士後期課程授業科目

(別表6)

区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位		備 考
			必 修	選 択	
特 殊 研 究 科 目	英語教育法特殊研究	1・2・3		2	12単位以上（必修8単位、選択4単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および最終試験に合格すること。
	日本語学特殊研究	1・2・3		2	
	対照言語学特殊研究	1・2・3		2	
	欧米語学特殊研究Ⅰ（英文学）	1・2・3		2	
	欧米語学特殊研究Ⅱ（南ヨーロッパ比較言語学論）	1・2・3		2	
	欧米語学特殊研究Ⅲ（米文学）	1・2・3		2	
	比較思想特殊研究	1・2・3		2	
	日本古典文学特殊研究	1・2・3		2	
	日本史特殊研究	1・2・3		2	
	ドイツ史特殊研究	1・2・3		2	
	韓国・朝鮮史特殊研究	1・2・3		2	
	文化人類学特殊研究	1・2・3		2	
	国際関係論特殊研究	1・2・3		2	
	比較考古学特殊研究	1・2・3		2	
	情報・理論考古学特殊研究	1・2・3		2	
	動物行動生態特殊研究	1・2・3		2	
演 習	国際文化研究指導	1～3	8		

鹿児島国際大学大学院履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第15条第3項に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教職課程)

第2条 教育職員免許状取得希望者のため、博士前期課程（修士課程）に教職課程を置く。

2 本研究科において取得できる免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
経済学研究科	地域経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	商業
福祉社会学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉
国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史

3 免許状取得のためには、次の二つの条件を充たさなければならない。

(1) 修士の学位を有すること。

(2) 社会（中学）、公民（高校）、商業（高校）、福祉（高校）、英語（中学・高校）、国語（中学・高校）、地理歴史（高校）の一種免許状授与の所要資格を有し、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要単位を修得すること。

4 前項に定める修得すべき単位等は、別表第1、第2、第3のとおりとする。

5 社会（中学）、公民（高校）、商業（高校）、福祉（高校）、英語（中学・高校）、国語（中学・高校）、地理歴史（高校）の一種免許状を未取得の学生は、学部開設の「教職課程」の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。その場合の身分は、学部の科目等履修生となる。

(履修登録)

第3条 学生は、学期の始めの指定登録日までに、所定の履修届を教務部に提出し、履修科目を登録しなければならない。ただし、登録日までに登録できなかった場合でも正当な理由があれば研究科長が登録を許可することがある。

2 登録済みの科目の取消しおよび履修科目の追加登録は、後期開始時の履修登録修正期間に原則として2科目を上限として行うことができる。この期間以外に、登録済みの科目の取消しおよび履修科目の追加登録はできない。ただし、正当な理由があればこれを許可することがある。

3 演習については、当該演習の担当教員の許可を受けて登録しなければならない。

(履修の禁止)

第4条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 届出をしていない授業科目

(2) 授業時間が重複する授業科目

(3) 既に単位を修得した授業科目

第5条 削除

(授業科目修了の認定)

第6条 授業科目修了の認定は、筆記試験、実験、実習、論文、レポート等（以下「試験」という）により行う。

(単位の授与)

第7条 前条の試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない学生には、原則として単位を与えない。

(履修の方法)

第7条の2 履修の方法については、本大学院学則第15条に則り、大学院履修指導のとおりとする。

(試験に関する不正行為)

第8条 試験において、不正行為のあった者には、当該授業科目および研究科会議において定める授業科目についてその年度の単位を与えないほか、本大学院学則第36条の規定により懲戒することができる。

(再履修)

第9条 単位の修得が認められなかった授業科目は、再度届け出て、当該授業科目を履修することができる。

(追試験)

第10条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった学生は、研究科長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の追試験は、追試験願に、病気にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては理由書を添付して、当該試験期間中または試験期間終了後2日以内に研究科長に提出しなければならない。

(成績の判定基準)

第11条 優・良・可および不可の判定基準は、次のとおりとする。

- (1) 優 80点以上
- (2) 良 70点以上 80点未満
- (3) 可 60点以上 70点未満
- (4) 不可 60点未満

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科会議及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については従前の規程による。

付記1. 平成11年度以降平成15年度までの履修規程改正にともなう附則は省略。